

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	山形県眺海の森	指定管理者	一般社団法人 庄内森林保全協会
所在地	山形県酒田市土淵字基治郎向20-1ほか	県担当課	庄内総合支庁産業経済部森林整備課 (電話番号) (0235-66-5524)
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
検証期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	計画どおり実施できました。	評価	《評価の理由》 仕様書に基づく施設管理、植物管理、利用者活動支援は適正に実施されている。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	・施設の老朽化に伴う修繕及び展示館展示物の更新が必要です。 ・公衆トイレの洋式化も必要です。(子どもや高齢者が和式のトイレを利用できない)	B	《課題等の原因分析》 ・施設の修繕については包括協定に定められた規模に応じて県と指定管理者が協議の上対応し、必要な予算要求を行っているが、予算措置ができず修繕できていない箇所が多い。 ・展示物について、一部更新はあるもののその多くは使用開始時に購入したのとなっており、経年劣化による故障や新鮮味がない展示物となっている。
課題、問題点への今後の対応	・包括協定に基づき県と指定管理者が協議の上、優先度の高いものから計画的に修繕を図る。 ・予算措置ができず早急に修繕を実施できないもので利用に危険が伴う場合は、使用禁止など危険防止対策を講じる。 ・既存展示物を引き続き活用していくが、見せ方等工夫を図りつつ、展示物のあり方などを検討していく。 ・中央広場駐車場の公衆トイレには洋式トイレが一つもないため、洋式化の予算要求を行っていく。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	アンケートからは、特にリピーターの方の意見としてイベントの新規開催並びに回数を増やす要望が多く寄せられています。 森の案内人の協力が必要不可欠であり、意見交換を重ね活動しやすい環境づくりを検討しています。 また、引き続き来場者から潜在的な要望等を引き出しやすいアンケートの内容・形式に変更することも検討します。	評価	《評価の理由》 ・令和2年度からアンケート内容等の変更を図り、以前に比べ来場者の意見や要望を拾いやすくする工夫をし、集計による分析が行われている。
意見・要望等への今後の対応	・今後も利用者の意見、要望等を拾い上げていくよう努め、また、施設の魅力向上につながる事業を実施するよう可能な限り対応していく。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	・緑のプレゼント会(ブルーベリー苗木250本) ・グラウンド・ゴルフ常設コート16ホールの設置 ・眺海の森写真コンテスト入賞作品のパネル展示 ・夏休み期間中の休館日(月曜日)特別開館などの実施によるサービス向上に努めました。 ・ホームページによる情報発信に努めています。	評価	《評価の理由》 ・夏季における休館日の特別開館など、利用者へのサービス向上を図っている。 ・「森林教室」などの自主事業を企画運営して、眺海の森の利用拡大に取り組んでいる。
② 経費の節減	・チラシやパトロール強化による節電及び節水の継続に努めました。	評価	《評価の理由》 ・燃料費等が高騰しているが、電気使用量前年度比-6%など光熱水費の節減に努めており、利用者が回復する中、その他の経費の削減にも取り組んでいる。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	・酒田市眺海の森施設(天体観測館、森の家)との連携を図りながら情報の共有により誘客宣伝及びサービスの充実に努めました。 ・地域の学習団体、福祉事業所との連携・利用に協力しています。 ・除草作業に地域住民を年間延べ120日程雇用しています。	評価	《評価の理由》 ・エリア内の宿泊施設休館や新型コロナの影響を受けているため、関係機関と連絡調整を行い連携を図ることにより利用拡大に取り組んでいる。
総合的な評価	・包括協定書及び年度協定書、事業実施計画書に基づき適正に管理運営されている。 ・今後もより多くの利用者から意見や要望を集約して、サービス向上や自主事業の実施に取り組んでいただきたい。 ・利用者数について、新型コロナの影響による減少からの回復傾向が見られるが、酒田市天体観測館が令和5年度休業となることから、関係機関との連携による、さらなる取り組みを検討していただきたい。		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
 B : 概ね適正に実施されている。
 C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
 D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

(注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。